

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新
第10章 料金等 第3節 工事費及び手続費等の支払義務 (手続費の支払義務) 第68条 協定事業者は、次の各号の場合には、料金表第2表第2（手続費）に規定する手続費の支払いを要します。 (1)～(23)（略） (24) 当社が指定した電気通信回線設備を通じたルーティング番号登録工事、ルーティング番号等削除工事又はルーティング番号変更工事（以下、それら工事を「ルーティング番号登録工事等」といいます。）の申込みを承諾したとき。 第4節 料金の計算及び支払い (手続費の実績に基づく実績精算) 第74条の2 当社は、料金表第2表（工事費及び手続費）第2（手続費）に規定するみなし契約者に関する宛名情報提供手続費、優先接続受付手続費、光回線設備線路条件調査費ウ欄、光配線区域情報調査費、ルーティング番号登録工事等受付手続費、同一番号移転可否情報調査費又はき線点情報調査費について、その事業年度の需要の実績値及び受付実績数（以下「当年度実績」といいます。）を把握したときは、それらの手続費と、当年度実績によって算定した精算のための手続費との差額に、当年度実績を乗じて得た額を、協定事業者と精算するものとします。 (工事費及び手続費等の遡及適用) 第75条 当社は、料金表第2表（工事費及び手続費）に規定する光信号分岐端末回線接続工事費、光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事費、光信号分岐端末回線設置等加算工事費、電話帳掲載手続費、番号情報データベース登録手続費、みなし契約者に関する宛名情報提供手続費、優先接続受付手続費、光回線設備線路条件調査費ウ欄、光配線区域情報調査費、ルーティング番号登録工事等受付手続費、同一番号移転可否情報調査費、き線点情報調査費、端末回線情報提供手続費、申込者情報確認結果即時通知手続費又は第4表（光信号引込等設備に係る負担額）に規定する負担額について料金額を変更したときは、変更後の料金額の原価に係る事業年度の翌事業年度の4月1日に遡及して、変更後の料金額を適用します。	第10章 料金等 第3節 工事費及び手続費等の支払義務 (手続費の支払義務) 第68条 協定事業者は、次の各号の場合には、料金表第2表第2（手続費）に規定する手続費の支払いを要します。 (1)～(23)（略） (24) ルーティング番号登録工事（協定事業者の利用者による一般番号ポータビリティの申込みが無い時点において、協定事業者からの要望に応じ、当社が保有する未利用の電気通信番号を登録する場合を含みます。<u>以下、同じとします。</u>）、ルーティング番号等削除工事又はルーティング番号変更工事（以下、それら工事を「ルーティング番号登録工事等」といいます。）の申込みを承諾したとき。 第4節 料金の計算及び支払い (手続費の実績に基づく実績精算) 第74条の2 当社は、料金表第2表（工事費及び手続費）第2（手続費）に規定するみなし契約者に関する宛名情報提供手続費、優先接続受付手続費、光回線設備線路条件調査費ウ欄、光配線区域情報調査費、ルーティング番号登録工事等受付手続費ア(7)③欄、(4)欄若しくはイ欄、同一番号移転可否情報調査費又はき線点情報調査費について、その事業年度の需要の実績値及び受付実績数（以下「当年度実績」といいます。）を把握したときは、それらの手続費と、当年度実績によって算定した精算のための手続費との差額に、当年度実績を乗じて得た額を、協定事業者と精算するものとします。 (工事費及び手続費等の遡及適用) 第75条 当社は、料金表第2表（工事費及び手続費）に規定する光信号分岐端末回線接続工事費、光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事費、光信号分岐端末回線設置等加算工事費、電話帳掲載手続費、番号情報データベース登録手続費、みなし契約者に関する宛名情報提供手続費、優先接続受付手続費、光回線設備線路条件調査費ウ欄、光配線区域情報調査費、ルーティング番号登録工事等受付手続費ア(7)③欄、(4)欄若しくはイ欄、同一番号移転可否情報調査費、き線点情報調査費、端末回線情報提供手続費、申込者情報確認結果即時通知手続費又は第4表（光信号引込等設備に係る負担額）に規定する負担額について料金額を変更したときは、変更後の料金額の原価に係る事業年度の翌事業年度の4月1日に遡及して、変更後の料金額を適用します。

料金表
第2表 工事費及び手続費
第1 工事費
1 適用

区 分	内 容
(1) ～ (5)	
(6) ルーティング番号登録工事費及びルーティング番号変更工事費の適用	ルーティング番号（一般番号ポータビリティのために移転先事業者が指定する電気通信番号をいいます。以下、この欄並びに2（工事費の額）2－1第25欄、第26欄及び第26-2欄において同じとします。）に対応する契約者回線番号等を付与した契約者回線が当初からISM交換機に収容されている場合及び当初は現用のISM交換機に収容されていた場合は、ア欄に掲げる料金額にイ欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。

2 工事費の額
2－1 工事費

区 分		単 位	工事費の額	備 考
(1) ～ (24) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(25) ルーティング番号登録工事費	ルーティング番号を加入者交換機に	ア (略)	(略)	(略)

料金表
第2表 工事費及び手続費
第1 工事費
1 適用

区 分	内 容
(1) ～ (5)	
(6) ルーティング番号登録工事費及びルーティング番号変更工事費の適用	<u>ア</u> ルーティング番号（一般番号ポータビリティのために移転先事業者が指定する電気通信番号をいいます。協定事業者が電気通信サービス（音声伝送役務に限り ます。）の提供を希望する番号区画（電気通信番号計画（令和元年総務省告示第 6号）別表第1に規定するものをいいます。）と異なる番号区画のルーティング 番号を含みます。以下、この欄並びに2（工事費の額）2－1第25欄、第26欄及 び第26-2欄において同じとします。）に対応する契約者回線番号等を付与した契 約者回線が当初からISM交換機に収容されている場合及び当初は現用のISM 交換機に収容されていた場合は、ア欄に掲げる料金額にイ(7)欄に掲げる料金額 を加えた額を適用します。 <u>イ</u> 協定事業者の利用者による番号ポータビリティの申込みが無い時点において、 協定事業者からの要望に応じ、当社が保有する未利用の電気通信番号についてル ーティング番号登録工事を行う場合は、2（工事費の額）2－1第25欄ア(7)欄 に掲げる料金額にイ(イ)欄に掲げる料金額を加えた額を組み合わせで適用しま す。

2 工事費の額
2－1 工事費

区 分			単 位	工事費の額	備 考
(1) ～ (24) (略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(25) ルーティング番号登録工事費	ルーティング番号を加入者交換機	ア (略)	(略)	(略)	(略)

	登録等する工事に要する費用	イ 加算額	(略)	(略)				に登録等する工事に要する費用	イ 加算額	(7) (イ)以外の場合	(略)	(略)	
										(イ) 当社が保有する未利用の電気通信番号についてルーティング番号登録工事を行う場合の加算額	1 件ごとに	1,512 円	
											1 電気通信番号ごとに	1,512 円	

第2 手続費
1 適用

区 分	内 容
(1) ～ (16) (略)	(略)

2 手続費の額

第2 手続費
1 適用

区 分	内 容
(1) ～ (16) (略)	(略)
(17) ルーティング番号登録工事等受付手続費の適用	2 (手続費の額) 2-1 第27欄ア(7)②欄に掲げる手続費については、ルーティング番号登録工事の事前に移転可否調査を実施し、工事可能と回答した場合には、同欄ア(7)①欄と組み合わせて適用します。

2 手続費の額

2-1 手続費				
区 分		単 位	手続費の額	備 考
(1)～(26) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(27) ルーティング番号登録工事等受付手続費	当社が指定した電気通信回線設備を通じてルーティング番号登録工事等の申込みの受付に要する費用	1 件ごとに	(略)	(略)
	ア イ以外の場合			
	イ ルーティング番号等削除工事（ルーティング番号のみを削除する場合に限ります。）又はルーティング番号変更工事を行う場合	(略)	(略)	(略)

2-1 手続費				
区 分		単 位	手続費の額	備 考
(1)～(26) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(27) ルーティング番号登録工事等受付手続費	ルーティング番号登録工事等の申込みの受付に要する費用	1 件ごとに	5,644 円	
	ア イ以外の場合			
	(7) (1) 以外の場合			
	① 当社が保有する未利用の電気通信番号を登録する場合	1 電気通信番号ごとに	302 円	
	② ①を適用し既に移転した番号について、再度ルーティング番号登録工事の事前に移転可否調査を実施する場合	1 件ごとに	46 円	
	③ 協定事業者が電気通信サービス（音声伝送役務に限ります）の提供を希望する番号区画（電気通信番号計画（令和元年総務省告示第6号）別表第1に規定するものをいいます。）と異なる番号区画のルーティング番号を用いて一般番号ポータビリティを行う場合	1 件ごとに	(略)	(略)
	(4) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	(略)	(略)	(略)
	イ 当社が指定した電気通信回線設備を通じてルーティング番号等削除工事（ルーティング番号のみを削除する場合に限ります。）又はルーティング番号変更工事の申込みを行う場合	(略)	(略)	(略)

附 則（令和２年３月26日西設相制第12号）
この改正規定は、令和２年５月11日から実施します。